

第5回野生動物委員会の会議概要

(小動物臨床部会個別委員会)

I 日時 平成19年5月8日(火) 13:30~16:30

II 場所 日本獣医師会・会議室

III 出席者

【委員長】 羽山 伸一 日本獣医生命科学大学准教授

【副委員長】 成島 悦雄 東京都多摩動物公園教育普及課長

【委員】 浅野 玄 岐阜大学准教授
加藤 千晴 神奈川県自然環境保全センター自然保護公園部野生生物課副技幹
小松 泰史 社団法人 東京都獣医師会副会長
坂庭 浩之 群馬県環境・森林局自然環境課野生動植物グループ
高島 一昭 財団法人 鳥取県動物臨床医学研究所評議員
本郷 健雄 北海道環境生活部環境室自然環境課主査
溝口 俊夫 社団法人 福島県獣医師会理事
山口千津子 社団法人 日本動物福祉協会獣医師調査員

(欠席委員)

小林 眞 大阪府羽曳野食品衛生検査所長

【環境省】 尼子 直輝 自然環境局野生生物課外来生物対策室外来生物対策係長

【本会】 中川 秀樹(副会長)、大森 伸男(専務理事)、
細井戸 大成(小動物臨床部会長)ほか

IV 議事

- 1 第4回野生動物委員会の検討結果
- 2 ツボカビに係る情報の普及・啓発
- 3 委員会報告のとりまとめ
- 4 その他

V 会議概要

会議の冒頭、羽山委員長から「ご多忙中の出席に感謝する。今回が最終回となるので、委員会報告をとりまとめた。委員各位のご協力を頂きたい。」旨の挨拶があった。

続いて事務局から出席者の紹介が行われた後、委員長により議事が進められた。

1 第4回野生動物委員会の検討結果（説明）

事務局から、第4回野生動物委員会の検討結果が資料に基づき説明された。同委員会でのとりまとめに対する対応が、以下のとおり報告された。

(1) 獣医師会が現状で取り組むべき課題について、小林委員、溝口委員にご執筆いただいた。「1 はじめに」の項目に、外来生物対策に獣医師が専門的、科学的立場から野生動物に関する問題に積極的に取り組むこと、日本獣医師会の果たす役割への期待が高まっていること、特定外来生物の防除事業は獣医師の職域と密接な係りを持っていることを追加した。

(2) 「獣医師会が現状で取り組むべき課題」として、具体的に以下の内容が記載された。

ア 野生動物（外来生物）対策のための費用の確保

イ 野生動物関連分野の職域別部会および学会での位置づけの明確化

ウ 野生動物対策に係る専門研究機関の設立

エ 獣医師の外来生物への理解を深め、問題意識を共有化

オ 安楽殺処分等、防除事業に対する支援体制の確立

カ 野生動物関係諸団体、生産者団体との連携強化

(3) ツボカビに係る情報普及のため、宇根 麻布大学准教授に解説記事の執筆を依頼し、日本獣医師会雑誌に掲載した。

2 ツボカビに係る情報の普及・啓発

(1) 事務局から、資料に基づき、日本獣医師会雑誌第60巻4号に「獣医師のためのツボカビ症 (Chytridiomycosis) 解説」記事が掲載されたことが紹介された。

(2) ツボカビ症に係る情報の交換が行われた。

3 委員会報告のとりまとめ（協議）

委員長から、委員会報告案については前回委員会の検討結果を踏まえて修正を行ったことが説明された。続いて事務局から、主な修正・変更点が説明された後、内容について

での検討が行われた。大要は以下のとおり。

(1) 動物の殺処分に係る用語について

ア 羽山委員長から、前回の委員会において用語の再検討が必要とされた「安楽死」の文言について、資料「鶏の大量安楽殺処分法と適切な処理法」が示され、「ここでは「安楽殺処分」という言葉が用いられている。一方、分野ごとに、状況に応じて、さまざまな用語が用いられ、統一されていない。」と問題提起された。

イ 中川副会長から、「われわれ獣医師の仲間うちでの議論であれば、漠然とした使い分けも出来ており、特に用語にこだわる必要はないだろう。しかし今回の報告は一般に向けたメッセージでもあり、今後のためにも特に安楽殺については、用語を明確にし、統一することが大切である。日本獣医師会獣医師倫理関係規定集では、産業動物では「殺処分」とし、小動物では「安楽死」としている。また、鳥インフルエンザ対応等ではしばしば「処分」とされ、牛や馬においては「処理」とすることもある。これまで何気なく使ってきた「安楽死」は動物を処分する行為を表すものではなく、個体の状態を表すものである。出来る限り苦痛を和らげ、生命を尊重したうえで安楽に死を迎えさせる行為は、紛れもなく人為的な「殺処分」である。こうした観点からあらためて用語の統一を図るとすれば、「安楽死」という言葉は用いず、「安楽殺」、さらには「安楽殺処分」と表記するのが適当ではないか。」と提案された。

ウ これについて、委員からは以下の意見が出された。

- (ア) これまでずっと「安楽死」という言葉を使ってきた。人の手によって殺すことには違いないという認識だった。
- (イ) 「安楽な死に導く」という意味で「安楽死」を用いてきた。ただ、病気や怪我などで動物の苦痛が大きく、死が不可避である場合にやむを得ず行うのが安楽死、というイメージである。外来生物対策のように、元気な動物を人の都合で殺している場合は「安楽死」という言葉の使用に違和感を覚える面もある。
- (ウ) 抑留犬を殺すような場面で「安楽死」というのは違和感があった。「安楽殺処分」とするのが最も明確でよいのではないか。
- (エ) 動物病院の現場では、「安楽殺」という言葉を使わないよう指導している。「尊厳死」という言葉もあり、また、「安楽死を行う」という表現をしてもよいのではないか。動物医療行為としての「安楽死」という考え方ではいかがか。
- (オ) 小動物医療の現場と外来生物の防除の現場とでは分けて考えるべきではないか。
- (カ) これまであまりこだわりもなく「安楽死処分」と使ってきた。外来生物の殺処分をプロの立場でなし得るのは獣医師であり、獣医師が最もつらい部分を担っているというアピールの意味も踏まえて、「死」を「殺」に替えて、科学的根拠に基づいた行為としての「安楽殺処分」とするのが適当ではないか。
- (キ) 「安楽死」のほうが、なんとなく耳障りがよい面もあろう。しかし、人において「安楽死」とは、本人や家族の意思に基づくものである。動物であれば、飼育者の意思が少なくとも入っていなければならないのではないか。この点から、「殺処分」が適当と考える。

- (ク) 苦痛のない、適切な方法で、命への尊厳の気持ちを持って人道的方法で行う殺処分という意味で、「安楽殺処分」とするのがよい。
- (ケ) 「安楽殺」を「安上がりに、楽に殺すこと」と誤解されないよう注意すべき。
- (コ) 言葉としては、「安楽殺処分」がもっとも適切だが、使用に当たって十分な説明を行うべきである。
- (サ) 法的には、動物の処分は必ずしも獣医師が行わなければならないというわけではない。行政の担当者が係るときの事も配慮すべきではないか。
- (シ) 獣医師以外の一般の人にも、「安楽殺処分」という言葉を受け入れてもらえるのではないか。

エ 羽山委員長から、今回の委員会報告では「安楽殺処分」として統一することが提案され、了承された。

オ 細井戸部会長から、「できるだけ多くの獣医師の理解を得て外来生物対策を推進していくことが大切。報告書について、内容を今一度見直し、動物の処分方法についての記載を充実させるべき」と提案された。

カ これを受け、報告書の中で「安楽殺処分」の用語についての説明、「安楽殺処分の指針」を実行する際にとるべき人道的な配慮と、獣医師が努力すべき内容等に係る部分を報告書に追記することとされた。

(2) 爬虫類の冷凍殺について

ア 冷凍殺は米国をはじめ、多くの国で明確に禁止している。反対に、行ってもよいとする根拠に心当たりがない。

イ 我が国の現場では、手軽で安全な方法として行われている。

ウ 環境省担当官から、「変温動物であることから、冬眠の延長としてとらえられている面もあるかもしれない。腹腔内への麻酔薬投与による処分もなかなか難しいと聞いたことがある。このあたりについては、再度調べてご報告したい。」とされた。

エ 各自治体での対応状況を考慮すると、原則禁止とすることには悩ましい面もある。決して推奨しないという立場ながらも、今回は冷凍殺には触れないということで対応してはいかかがか。

オ 羽山委員長から、今回の報告書からは冷凍殺についての記述は除外して対応することが提案され、了承された。

(3) 本文についてのその他の修正事項等

ア 資料1と資料2について、本文中での説明を充実させる。

- イ 本文中における体言止めの多用を修正する。
- ウ 「獣医師会会員」という表現の箇所は「獣医師」に改める。
- エ 動物の処分は「安楽殺処分」を用いて統一する。
- オ 本報告書に記載する内容についての対象動物は、哺乳類、鳥類、爬虫類に限定する。
- カ 国内に定着している外来生物の種類について、「約2,000種」を「2,000種以上」とする。
- キ 4(2)「外来生物を発生させないため」は、「外来生物問題を発生させないため」とする。

(4) 特定外来生物の安楽殺に関する指針についての修正事項等

- ア 今後必要に応じて改定する旨を明記する。
 - イ 項目1に、「動物の処分方法に関する指針の解説」を追記する。
 - ウ 本文同様、用語を「安楽殺処分」で統一する。
 - エ 項目4における禁止事項から、空気塞栓を削除する。
 - オ 項目4の位置は、流れを考慮して項目8の前に移動する。
 - カ 「多剤と併用」を「他剤と併用」に修正する。
 - キ 「特定外来生物の安楽殺処分に関する指針」において、基本は静脈内投与とし、小型の動物などで静脈内投与が難しい場合に腹腔内投与する旨を記載する。
 - ク 1行目に記載されている二酸化炭素の急速注入に係る記述を末尾等に移動する。

(5) 外来生物法に基づく防除実施計画策定指針についての修正事項等

- ア 11行目の「社会的責任を果たすため」は「社会的要請に応えるため」と改める。
 - イ 別紙「防除実施計画策定に当たって配慮されるべき事項」の4の「外来生物処分方法の基準(仮称)」を「特定外来生物の安楽殺処分に関する基準」に改める。

ウ 同5について、「～を鑑み」は「～に鑑み」とする。

VI まとめ

- 1 委員会とりまとめ案について、5月31日に開催される平成19年度第1回理事会において細井戸部会長から説明の上、承認を求めることとされ、5月23日までに最終修正案を取りまとめることとされた。
- 2 報告は委員長、副委員長及び事務局でとりまとめ、各委員に電子メールにより報告されることとされた。
- 3 細井戸部会長から、「2年間にわたる検討に感謝する。今後、外来生物の防除が各地で推進される中、獣医師の役割も更に重くなっていくと思われる。各位におかれては、今後とも積極的に外来生物問題に取り組んでいただけることを願う。」旨の挨拶があり、会議を終了した。